

福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金実施要領
（新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業分）

（趣旨）

第1条 この要領は、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金（以下「本補助金」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業分の運用について、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するところによるほか、必要な事項を定めるものである。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うこと等を目的とする。

（補助対象者）

第3条 交付要綱第2条で規定する補助事業者等は、福島県内に所在する医療機関であつて、疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（※）のうち、福島県知事が適当と認めるもの（以下、「事業者等」という。）とする。なお、対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

※ 「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

（補助対象経費等）

第4条 交付要綱第2条第1項第1号別表で規定する補助対象経費等のうち、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業については、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費は、令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間に事業着手（発注、契約締結等）し、事業完了（納品等）した経費を対象とする。ただし、令和5年5月7日以前から、疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関として、福島県に登録されたものについては、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に事業着手（発注、契約締結等）し、事業完了（納品等）した経費を対象とする。

- 3 この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金、寄付金等の交付を受けないこと。なお、令和5年5月7日までの本新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金の交付を受けている場合であっても、申請する補助対象経費に重複がないようにすること。
- 4 簡易診療室及び付帯する備品については、緊急的かつ一時的に整備が必要となるものであるため、設備の購入ではなく賃借による対応を基本とする。
- 5 補助事業者等が、やむを得ない事情により交付申請以前に事業を開始する場合は、内容を審査した上で、補助の対象とすることが適当であると認められる期日に遡及して補助の対象とする。

(申請内容の審査・補助金の交付決定)

第5条 知事は、受理した申請書について、次の各号に掲げる項目を審査し、採否及び補助金の交付額を決定するものとする。

- (1) 事業実施計画が、補助事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること

(その他)

第6条 補助事業の実施に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 支払に係る経理処理については、金融機関口座への振込とすること
- (2) 知事は、本実施要領第3条について、交付申請時に「事業者等が疑い患者を診療した実績があること」を確認できない場合にあつては、実績報告時に当該補助対象者の要件を満たしているか確認を行うこととする。なお、結果的に当該補助対象者の要件を満たさなかった事業者等に対しては、補助金の交付は行わないこととする（概算払により補助金を交付している場合、交付した補助金を返還させることとする）。
- (3) 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があつた場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行つても構わない。
- (4) 本設備整備等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限ることから、他で使用するものとは区別して補助金申請を行うこと。

- 附則 この要領は令和2年12月1日から施行し、令和2年度補助事業から適用する。
- 附則 この要領は令和3年1月25日から施行し、令和2年度補助事業から適用する。
- 附則 この要領は令和3年11月29日から施行し、令和3年度補助事業から適用する。
- 附則 この要領は令和4年7月13日から施行し、令和4年度補助事業から適用する。
- 附則 この要領は令和5年5月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

別表

基準額	対象経費	補助率	上限額
厚生労働大臣が必要と認められた額	<p>設備整備等</p> <p>① 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費</p> <p>② 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) (注1)</p> <p>③ 簡易陰圧装置</p> <p>④ 簡易ベッド</p> <p>⑤ 簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>⑥ H E P Aフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)</p> <p>⑦ H E P Aフィルター付きパーテーション</p> <p>⑧ 消毒経費</p> <p>⑨ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品</p> <p>⑩ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器</p> <p>注1 個人防護具の整備にあたっては、別添1の「個人防護具に関する規格参考例」を参考とする。</p>	<p>10 分の</p> <p>10</p>	<p>(設備整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初度設備費 1床当たり 133,000 円 ・ 個人防護具 1人当たり 3,600 円 ・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000 円 ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400 円 ・ 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 <p>※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H E P Aフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000 円 ・ H E P Aフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000 円 ・ 消毒経費 実費相当額 ・ 救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000 円 ・ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000 円

※ 補助対象経費は、令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間に事業着手（発注、契約締結等）し、事業完了（納品等）した経費を対象とする。ただし、令和5年5月7日以前から、疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれか

を担う医療機関として、福島県に登録されたものについては、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に事業着手（発注、契約締結等）し、事業完了（納品等）した経費を対象とする。

- ※ 令和2年度以降、本事業の活用により整備した簡易診療室等について、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第2版）について（注2）」に基づき、交付の目的を達成したものとして廃棄（撤去含む）することが適切な場合は、廃棄（撤去含む）に係る経費も対象とする（ただし、補助対象期間中に行われたものに限る）。

注2：別添2 令和5年5月8日 厚生労働省医政局医療経理室・厚生労働省健康局結核感染症課・厚生労働省健康局予防接種担当参事官室 事務連絡